

生物多様性条約 第 8 条（j）及び関連する条項に関する
第 6 回作業部会の結果概要

1 日 時 平成 21 年 11 月 2 日（月）～ 6 日（金）

2 会 場 カナダ・モントリオール

3 背 景

- 生物多様性条約第 8 条（j）は、締約国が自国の国内法令に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民・地域社会の伝統的知識の尊重・保存・維持及びその利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励することを規定。
- COP 4（1998 年／スロバキア／ブラチスラバ）において、本作業部会を設置することを決定。
- COP 5（2000 年／ケニア／ナイロビ）で、第 8 条（j）及び関連する条項に関する作業計画が採択され、作業部会のマンデートとして作業計画の優先的作業実施の進捗状況を見直すこととされた。
- さらに COP 9（2008 年／ドイツ／ボン）では、2010 年の COP 10 に先立ち一回の作業部会を開催することが決定。これを受けて今回の第 6 回作業部会が開催され、討議結果は COP 10 の検討に付されることとなる。

4 主要議題

- 原住民・地域社会の効果的な参加促進メカニズム
- 伝統的知識、工夫、慣行の保護のための「特別なシステム」の開発
- 原住民・地域社会の文化的知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規約
- 第 8 条（j）及び関連する条項の実施に関する複数年作業計画
- ABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）作業部会に対する意見提出

5 結 果

（1）各主要議題について、主に以下の内容を今次作業部会から COP 10 に提案することが決定された。

- 参加メカニズム
 - ・能力開発に関する決議の実施を促進する事務局の取組継続を推進
 - ・加盟国、政府、関連する資金提供機関に任意拠出金の出資を促す
 - ・CBD の作業への原住民と地域社会の効果的参加を促進するツールの開発
- 「特別なシステム※」（*sui generis systems*）
※各締約国が地方や国家レベルで伝統的知識を保護するため作成する独自のシステム

- ・特別なシステムの開発は、地域社会からの参加や承認、参画を得つつ、慣習法や地域社会の規約を考慮して行う
- ・特別なシステムを開発していない締約国に、必要に応じて、措置を講じるよう促す
- ・特別なシステムの構築について締約国がとった対策に関する情報をまとめ、クリアリングハウスメカニズムを通じてそれらの情報を利用できるように要請する

○倫理行動規約

- ・倫理行動規約には、一般的な倫理原則、特定の考慮事項、手法の各要素を盛り込み、COP 10においてこれらの要素について検討、採択する
- ・締約国が、それぞれの国の事情と必要性に応じて、倫理行動規約の開発を促すモデルとしてこれらの要素を活用することを呼びかけるよう提案

○第8条（j）及び関連する条項の実施に関する複数年作業計画

- ・能力開発、参加のためのメカニズム等、現在進行中のタスクを維持しつつ作業計画を作業結果に基づき改定することを決定
- ・資金が許せば、第10条（c）項^{（注2）}に関する国際会合を開催することを認め、新たな重要構成要素の内容と実施に関する助言を行う
- ・第7回作業部会において、利益配分、保護地域、生物多様性と気候変動のいずれかのテーマに関して議論する

（2）ABS 作業部会に対する意見

- ・遺伝資源に関連する伝統的知識に関する専門家会合（2009年6月、ハイデラバード）及び遵守に関する専門家会合（2009年1月、東京）の最終報告書について再検討を行い、多くの専門家の合意が得られた事項をまとめてABS 作業部会に対するインプットとして提出した（ただし、ABS 作業部会へのインプットはその概念、要素及び特定の文言のいずれも交渉されたものではないとの扱いとされた）

（注1）「正しい方法（the proper way）」を意味するモホーク族（北米ネイティブインディアン）の言葉

（注2）第10条（c）項：「保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行の保護及び奨励」を規定。